

新型コロナウイルス感染症に関する 緊急支援制度のご案内

申請に関する詳細は町田市ホームページまたはまちだ子育てサイト(=右記二次元バーコード)をご確認ください。
町田市ホームページ
まちだ子育てサイト



事業者の方

どのようなことでお困りですか？	売上げが減少し、家賃が払えない	資金繰りが厳しい	
該当する主な支援	中小企業者家賃補助事業	中小企業融資制度「緊急資金」	小規模事業者経営改善資金「マル経融資」利子助成制度
支給の対象となる方	次のすべての要件を満たす事業者 ①市内に事業所を有する中小企業者(本店所在地は市外でも可) ②市内に事業用の建物を賃借している ③2020年1月～5月の売上高(いずれか2か月)が、それぞれ前年同月売上高と比較して、15%以上減少している ④今後も事業継続の意向がある	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、最近1か月の売上高とその後2か月の売上高(見込み)の合計が前年同期と比較して、5%以上減少する市内中小企業者 ※要件の詳細は町田市ホームページをご確認ください。	次のすべての要件を満たす小規模事業者 ①市内に事業所を有する個人事業主または本店登記を有する法人 ②現在市内で事業を営んでいる ③1年以上事業を営んでいる ④市税を完納している
支援の内容	補助額家賃支払済額の2分の1×2か月分 ※1か月分の上限は20万円。 ※複数事業所を持つ中小企業者の上限は事業所数×40万円。 ※2020年1月～5月分の支払い済みの家賃が対象。	利子補助利率の引き上げを行い、実質無利子化 融資限度額を500万円から1000万円に増額 融資利率年利1.75%(補助利率:1.75%) 融資期間5年以内(据置期間6か月以内) ※補助利率は2020年2月28日～2021年3月31日の融資実行分が対象。	通常枠2000万円の全額利子助成に加え、国の緊急経済対策で設けられた別枠1000万円のマル経融資も全額利子助成 融資利率1.21%(助成利率:1.5%限度内のため実質無利子) ※融資利率は2020年4月1日現在のもの。 ※別枠1000万円の利子助成は、2020年3月17日以降の融資実行分が対象。 ※融資実行後当初2年間の利子を全額助成。
申請方法	申請書類を7月31日まで(消印有効)に郵送で、町田市中小企業者家賃補助担当へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード、または産業政策課(市庁舎9階)で配布。 ※窓口での相談・申請希望の場合は町田市中小企業者家賃補助金事前予約・相談ダイヤル(☎724・1136)へ予約が必要。	必要書類をお持ちのうえ、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。 ※取扱金融機関から融資を受ける前に、市が「緊急資金対象者確認書」を発行します。 ※必要書類等の詳細は町田市ホームページをご確認ください。	申込方法等の詳細は、町田商工会議所ホームページをご覧ください。電話で同会議所(☎724・6614)へ。
問い合わせ先	産業政策課☎724・1136	産業政策課☎724・2129	産業政策課☎724・2129

個人の方

どのようなことでお困りですか？	離職等により住宅を失った、または失うかもしれない	新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、働けなくなった	児童育成手当を受け取っている
該当する支援	住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症感染者等への傷病手当金(町田市国民健康保険に加入の被用者対象)	ひとり親家庭等への臨時特別給付金
支給の対象となる方	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方	町田市国民健康保険に加入の被用者(会社等に勤めており給与の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった方	2020年5月分の児童育成手当受給者
支給の内容	支給額(例) 単身世帯=5万3700円以内、2人世帯=6万4000円以内、3～5人世帯=6万9800円以内 ※大家等に直接支払い。	適用期間2020年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6か月まで) 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日(3日目までは対象外) 支給額 直近の連続した3か月間の給与収入合計額を同3か月間の就労日数で割った金額×3分の2×支給対象となる日数	支給額 対象児童1人につき2万円 ※6月下旬に、児童育成手当登録口座に振り込み予定。
申請方法	必ず事前に電話のうえ、郵送で生活支援課へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード(希望者に郵送も可)。 ※やむを得ない場合を除き、原則郵送で申請。	必ず事前に電話のうえ、郵送で保険年金課へ。 ※申請書は町田市ホームページでダウンロード(希望者に郵送も可)。 ※やむを得ない場合を除き、原則郵送で申請。	原則手続き不要 ※受け取りを辞退される方は届出が必要。
問い合わせ先	生活支援課☎724・4013	保険年金課☎724・2130 ※75歳以上の後期高齢者医療制度加入の被用者の受け付け及び支給については=東京都後期高齢者医療広域連合☎0570・086・519、(PHS・IP電話=☎03・3222・4496)	子ども総務課☎724・2139

この他、「福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)」や「総合支援資金 生活支援費(特例貸付)」などの貸付制度もあります。制度の詳細や申請方法は、(社福)町田市社会福祉協議会(☎722・4898)へお問い合わせください。

納税等が困難な方はご相談ください

収入が減少している場合など、申請により納税等を猶予する徴収猶予や減免の制度があります(6面に関連記事有り)。

問い合わせ先

市税	納税課☎724・2121、2122	後期高齢者医療保険料	保険年金課☎724・2144
都税	八王子都税事務所☎042・644・1122	国民健康保険税	減免=保険年金課☎724・2124 徴収猶予=納税課☎724・2121、2122
介護保険料	介護保険課☎724・4364		